

令和2年9月17日

信濃川水系(信濃川中流)流域治水協議会
構成員(案) 各位

北陸地方整備局
信濃川河川事務所長 室永 武司
(公印省略)

流域治水プロジェクトの推進について

令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年九州北部豪雨、令和2年7月豪雨等、近年の激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されています。

このような水害リスクの増大に備えるために、「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」により検討された結果を「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」として、令和2年7月に社会資本整備審議会に答申がなされております。その中では、「社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す。」とされています。

については、信濃川中流域において、「信濃川水系(信濃川中流)流域治水協議会」を設置し、流域全体で緊急的に実施すべき流域治水対策を「信濃川水系流域治水プロジェクト」として策定し、流域治水を計画的に推進することとし、流域の洪水に対する安全度を向上させていきたいと考えておりますので協力方、お願いいたします。

信濃川水系(信濃川中流)における「流域治水」の推進

1. 流域治水の趣旨

近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換が求められている。

2. 信濃川中流におけるこれまでの取り組み状況

信濃川中流域においては、令和元年東日本台風における甚大な被害を受け、上流の千曲川流域と連携し、流域内の関係者が連携して河川整備などによるハード対策と地域連携によるソフト対策を一体的かつ緊急的に進めるため、関係者からなる信濃川水系緊急治水対策会議を開催し、令和2年1月31日に「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」(以降、「緊急治水プロジェクト」という)をとりまとめたところである。

3. 流域治水協議会の設置及び流域治水プロジェクトの策定・公表

信濃川中流域において流域治水を推進するにあたって、信濃川中流域であらゆる関係者が協働して水害に対する取り組みを進める場として、「信濃川水系(信濃川中流)流域治水協議会」(以下、「流域治水協議会」)を設置する。取り組み内容の検討にあたっては、前述の緊急治水プロジェクトが、河川における対策、流域における対策、まちづくり・ソフト対策が一体となったものとなっており、流域治水の趣旨に概ね適合する計画となっていることから、これを更新することを基本とする。策定した流域治水対策については、「信濃川水系流域治水プロジェクト」(以降、「流域治水プロジェクト」)として公表する。

4. 流域治水協議会の運営

緊急治水プロジェクトの内容については、当初、各圏域等で開催している大規模氾濫減災対策協議会の取組方針に位置づけ、各地域でその取組を推進していくものとしたが、今後は、流域治水プロジェクトの一部として扱い、流域治水プロジェクトと同様に、流域治水協議会により推進する。なお、流域治水プロジェクトにおける防災・避難に関するソフト対策は「信濃川中流および魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会」にて主に検討・フォローアップし、流域治水協議会へ共有を図ることを想定している。両協議会一体での検討を行い、効率的な運営を行うことで関係機関の負担軽減となるよう推進したい。

5. 今後の予定

「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」のとりまとめ(令和2年7月6日)を踏まえ、令和2年度末までに、流域治水プロジェクトの策定する方針を示されると同時に、国の事業を表示した流域治水プロジェクトの素案が公表されている。

以降、県管理区間の河川改修を追加し、更新したものを令和2年9月末までに、中間とりまとめとして公表を予定している。その後、県や市町村等と協働して実施する、流域における対策やソフト対策について、さらに検討を進め、令和2年度末までに流域治水プロジェクトをとりまとめ、公表予定としている。